

令和 7 年 3 月 17 日

答申書

南伊豆町教育委員会  
教育長 佐野 薫 様

南伊豆町学校教育環境整備委員会  
会長 長谷川 隆弘

南伊豆町学校教育環境整備委員会は、令和 6 年 10 月 18 日に南伊豆町教育委員会から「1) 町立小学校の適正規模について」、「2) 町立小中学校の今後の在り方について」の諮問を受け、本町の次代を担う子どもにより良い教育環境の下、充実した学校教育の実現に資することができるよう、議論を重ねました。

ここに、本委員会の検討結果をまとめ、答申します。

1 町立小学校の適正規模について

子どもたちが多様な考えに触れ、切磋琢磨することのできる教育環境の構築を最優先とし、本町においては可能な限りの集団規模を確保できる 1 校が適正と判断しました。

以下に、再編の具体的な方策を示します。

- (1) 南伊豆東小学校、南中小学校及び南上小学校を統合し、1 校に再編すること。
- (2) 再編にあたっては、既存の学校施設を利用するものとし、その位置については、教室数が充足している南伊豆東小学校又は南中小学校が適当と判断します。しかし、学校施設は学校教育を実施する場である一方、災害時の防災拠点やスポーツ活動拠点等、様々な側面を有していることから、防災面や財政面、公共施設の適正配置等のまちづくりの視点を踏まえた総合的な観点から教育委員会及び南伊豆町が責任をもって決定すること。
- (3) 再編の時期については、南伊豆東小学校で複式学級の発生が見込まれる令和 11 年度までの開校を目標とすること。

2 南伊豆町立小中学校の今後の在り方について

本町が長年にわたり培ってきた小中連携教育の実績をもとに、子どもたちの「生きる力」の基礎・基本を確実に育むための新たなステップとして小中一貫教育を目指すことが望ましいと判断しました。

なお、小中一貫教育を推進するにあたっては、以下を考慮して進めることが望ましいと考えます。

- (1) 小中一貫教育の導入を推進するため、「教育方針」等への明確な位置付けが重要と考えます。

また、推進にあたっては、保護者や地域住民等の意見を広く聴きながら進

めるとともに、学校や保護者、地域住民等を含めた小中一貫教育推進委員会（仮称）を立ち上げ、学校、地域と小中一貫教育の在り方について、検討、協議を行うことが望ましいと考えます。

その際には、少子化対策や小規模校解消等のマイナスな視点からの検討ではなく、小中一貫教育の教育的メリットを学校教育だけでなく、まちづくりに生かしていただけるような発展的な議論がなされることを期待します。

- (2) 教育委員会と学校が小中一貫教育の理念を共有し、これまでの小中連携教育の成果を生かすことが重要です。小中学校教職員の相互理解のための交流や児童生徒の交流授業や合同行事等の交流をより充実させることが求められます。

また、教職員に対し無理のない範囲内で、一貫教育を意識させるための研修や周知活動を実施することが必要です。

- (3) 本町においては、小・中学校の再編が最優先の課題であり、その過程において児童生徒の教育環境は大きく変化するものと思われまます。このため、小中一貫教育の導入時期については、児童生徒が新たな教育環境に適応した後とするなど、特段の配慮を求めます。

- (4) 小中一貫教育を行うにあたっては、学校間の距離（位置）による教育活動への違いがあるため、児童生徒の交流や教育活動の効果を考慮すれば、小中一貫教育を行う施設は施設一体型が望ましいと考えますが、学校再編を進めている現状においては、施設一体型の整備は現実的ではないと判断します。このため、施設更新時においては、施設一体型を含めた検討がなされるよう強く望みます。

なお、別添資料の県内の事例からも分かるとおり、実施にあたっては様々な施設形態があることから、施設一体型ありきの提言ではないことを申し添えます。

### 3 おわりに

この答申が新たな町立学校の実現を通して次世代を担う子どもたちの豊かな成長を支え、南伊豆町の輝かしい未来を作り出すための指針の一つとなることを願います。

【参考】

1 南伊豆町の学校教育を取り巻く現状

(1) 児童数の推移

本町の児童数は、平成6年から令和6年の30年間で588人から227人に推移しており、30年間で361人、約61%減少しています。また、学校数は、5校から3校に減少し、1学校あたりの学級数は6.0学級から5.3学級と、同学年で1学級が編制できていない状況となっています。

今後の児童数は、11年後の令和17（2035）年には154人、26年後の令和32（2050）年には126人になると見込まれ、令和2（2020）年からの30年間で42.6%減少すると見込まれています。

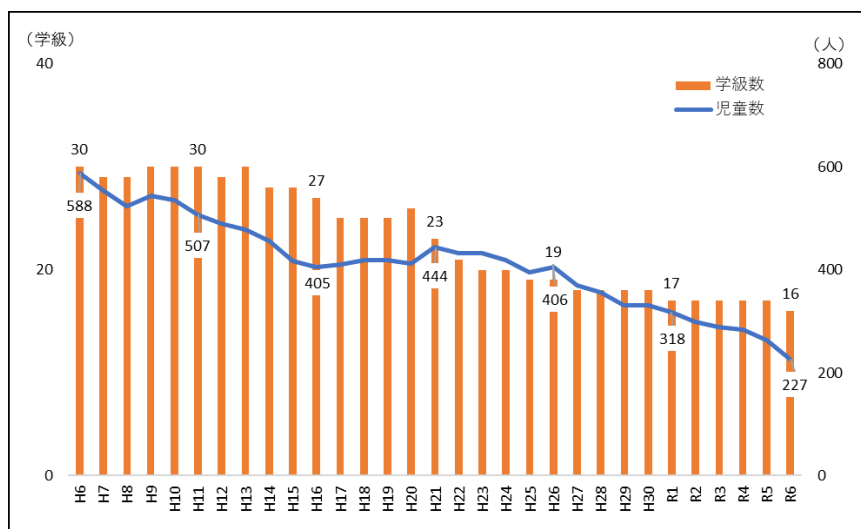
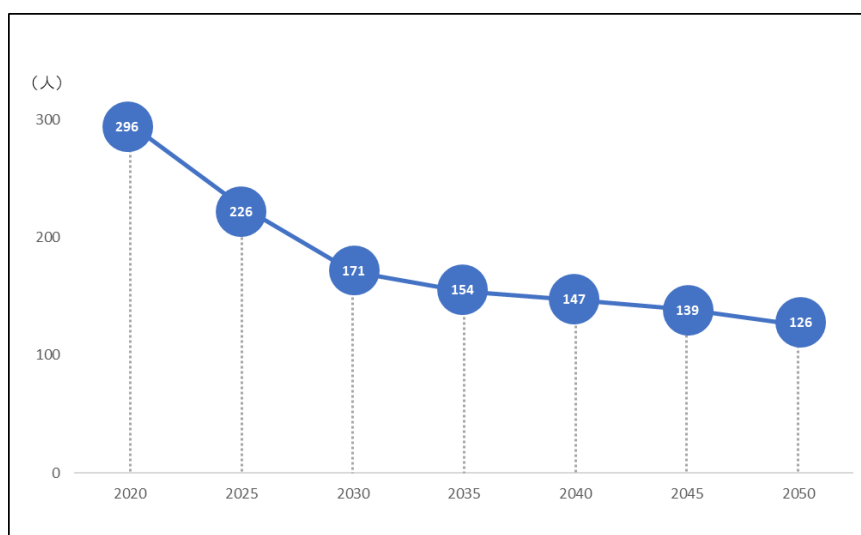


図1 小学校の児童数と学校数の推移



※未来カルテのデータを基に作成

図2 小学校の児童数の将来推計

(2) 今後の学級編制状況の推移

本年度の学級編成の状況は、南伊豆東小学校及び南中小学校で1学年1学級の単学級を編制しており、南上小学校では単学級が2学年、複式学級が4学年となっています。また、全小学校のうち10人未満の学級を編制している学級は3学級と、全体の約18.8%を占めています。

令和12年度までの学級の編制状況は、10人未満の学級は令和6年度では約18.8%であったものが、令和7年度以降は25%以上となることが見込まれており、令和10年度には全体の4割を占める見込みとなっています。

さらに、1学級あたりの児童数は、令和6年度の13.6人から令和12年度には11.5人と、6年間で2.1人減少する見込みとなっています。

複式学級については、令和10年度に南上小学校がすべての学年で複式学級となり、令和11年度には南伊豆東小学校で複式学級が発生することが見込まれています。

このため、令和10年度以降は、現在の学校運営の継続が難しい状況となることが考えられます。

表1 令和6年度児童数及び学級数

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級
南東小	9	1	13	1	20	1	23	1	18	1	13	1	96	6
南中小	9	1	13	1	14	1	13	1	16	1	25	1	89	6
南上小	10	1	4	1	7	1	9	1	7	1	6	1	42	4
計	28	3	30	2	41	3	45	3	40	2	43	3	218	16

※ [ ] は、複式学級を示す。

表2 令和6～12年度学級状況のまとめ

	10人未満の学級		1学級あたり児童数	複式学級		特徴
	学級数	割合		学校数	学級数	
R6年度	3/16学級	18.8%	13.6人	1校	2学級	
R7年度	5/16学級	31.3%	13.6人	1校	2学級	
R8年度	5/16学級	31.3%	13.6人	1校	2学級	
R9年度	6/16学級	37.5%	12.2人	1校	2学級	
R10年度	6/15学級	40.0%	11.6人	1校	3学級	南上小全学年で複式学級 全学級の4割が児童数10人未満
R11年度	4/15学級	26.7%	11.8人	2校	3学級	南東小で複式学級発生 3校のうち2校で複式学級
R12年度	4/15学級	26.7%	11.5人	2校	3学級	3校のうち2校で複式学級

(3) 中学校の生徒数と学級数の推移

本町の生徒数は、平成6年から令和6年の30年間で351人から154人に推移しており、30年間で197人、約56%減少しています。また、学校数は、4校から2校に減少しましたが、1学校あたりの学級は平成6年と同じ3.5

学級となっています。なお、中学校については、平成7年に4校から2校に再編したため、再編初年度の5学級と比較すると1.5学級減少しています。

今後の生徒数は、11年後の令和17(2035)年には79人、26年後の令和32(2050)年には68人になると見込まれ、令和2(2020)年からの30年間で39.1%減少すると見込まれています。

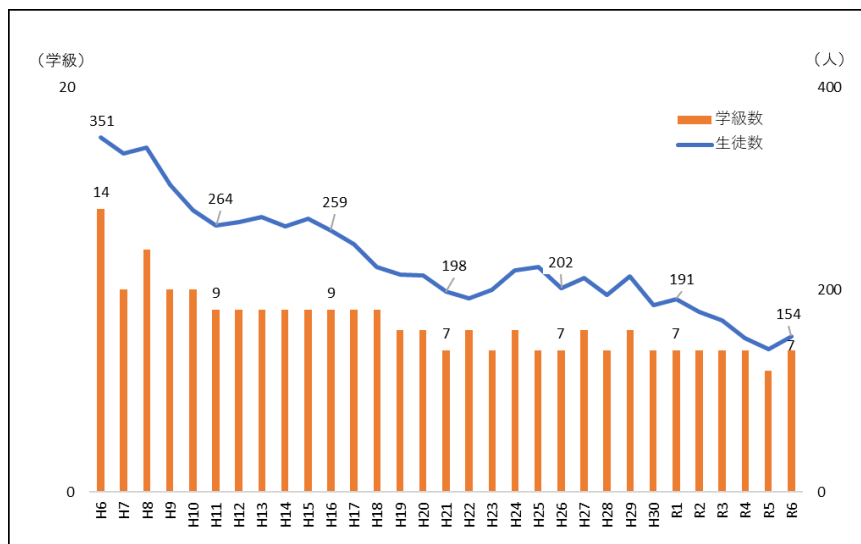
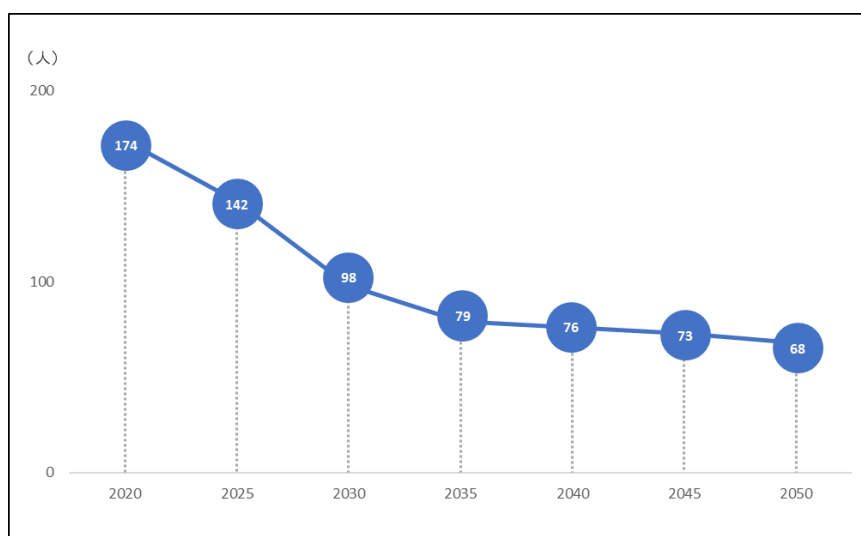


図3 中学校の生徒数と学級数の推移



※未来カルテのデータを基に作成

図4 中学校の生徒数の将来推計

### 3 学校の適正規模

法令上、学校規模の標準は学級により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされています(学校教育法施行規則第41条及び第79条)。これは、小学校では各学年2学級から3学級、中学校においては各学年4学級から6学級編制となります。

また、昭和59年文部省助成課の資料「これからの学校施設づくり」には、表3

のとおり学級数による学校規模の分類がされています。

本年度の本町の状況は、過小規模校が1校（南上小学校）、小規模校が2校（南伊豆東小学校、南中小学校）となります。ただし、令和11年度以降は、過小規模校が2校（南伊豆東小学校、南上小学校）、小規模校が1校（南中小学校）になると見込まれています。

なお、中学校については、いずれも過小規模校に該当します。

表3 学校規模の分類

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

(1) 学校の小規模化のメリット・デメリット

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年度）」には、小規模校のメリットとデメリットを挙げており、表4～表6はその一部を抜粋したものです。

小規模校は、一人ひとりに目が行き届きやすいというメリットがある一方、活気や切磋琢磨する機会が少なくなりやすいと言われています。

表4 小規模校のメリット

- 一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい
- 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- 様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる
- 児童生徒の家庭状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる など

表5 小規模校のデメリット

- 習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- 体育の球技や音楽の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- 班活動やグループ分けに制約が生じる
- 児童生徒から多様な発言を引き出しにくく、授業展開に制約が生じる など

表6 複式学級となる場合のデメリット

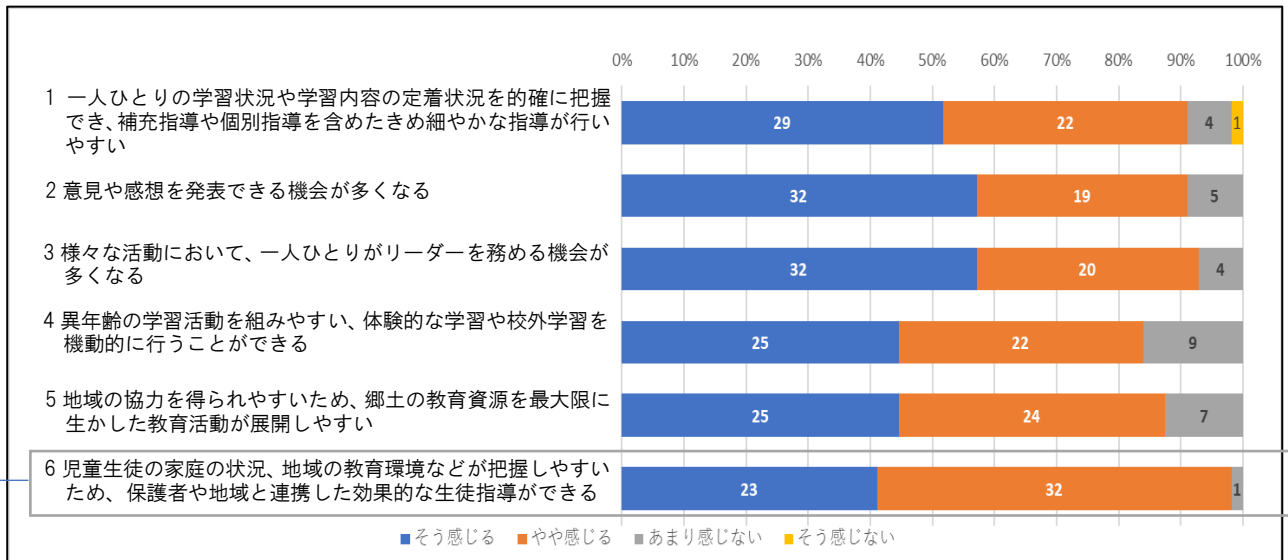
- 教員に特別な指導技術が求められる
- 複式学級分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- 兄弟姉妹が同じ学級になった場合、指導上の制約を生じる場合がある など

(2) 小規模校における教育活動上の課題等に関する調査

本町学校における教育活動上のメリット・デメリットの実態を調査するため、小・中学校教職員を対象に実施した調査結果を次に示します。

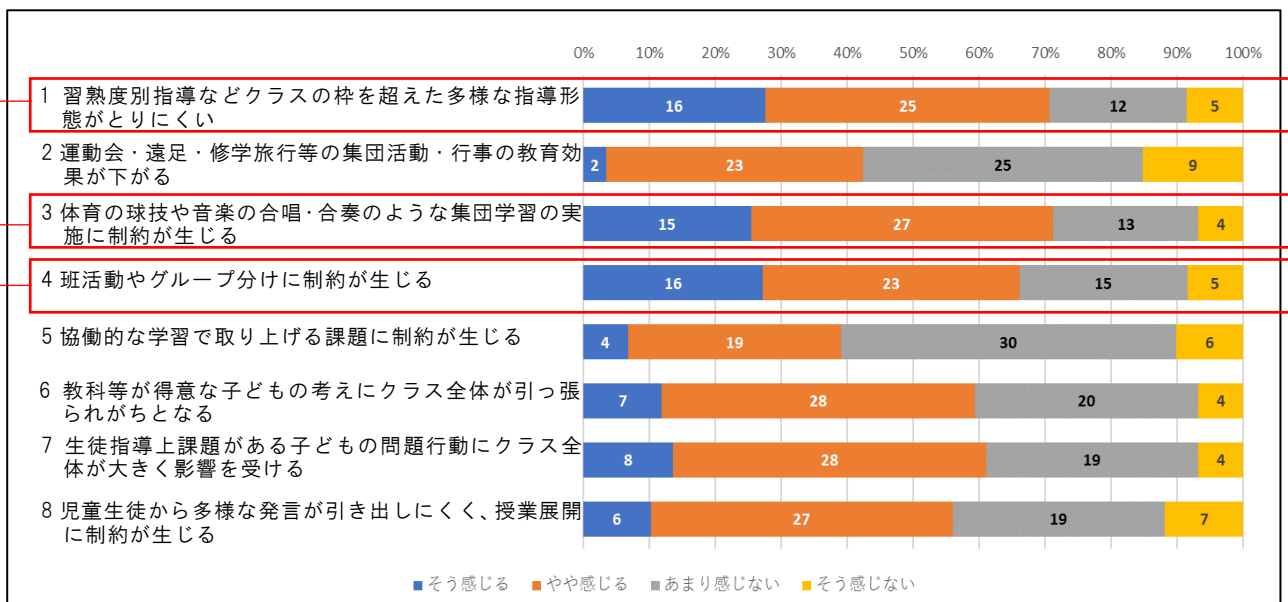
n=59 (小学校=34、中学校=25)

① 小規模校におけるメリット



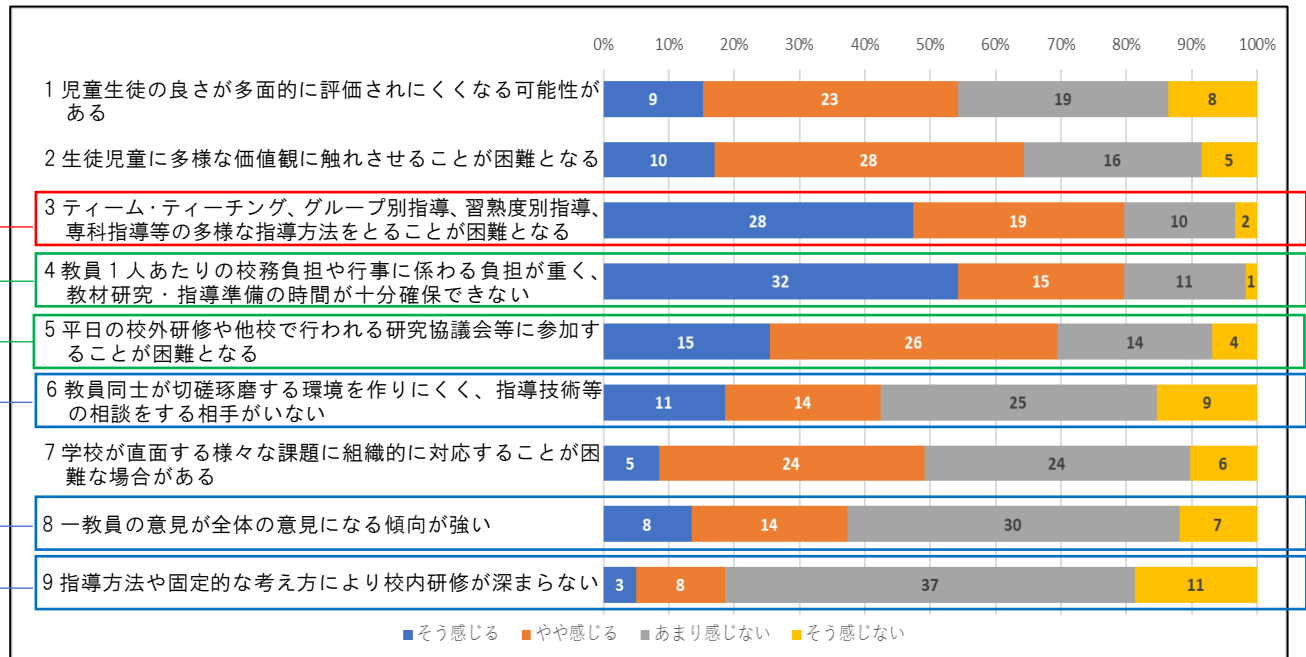
生徒児童数が少ないため、一人ひとりに目が届きやすく、地域等と連携した教育ができると感じている教職員が多い

② 児童生徒数が少なくなるにより生じ得るデメリット



児童生徒が少ないことで多様な指導方法の実現が難しいと感じている教職員が多い

### ③ 配置される教職員が少なくなることにより生じるデメリット

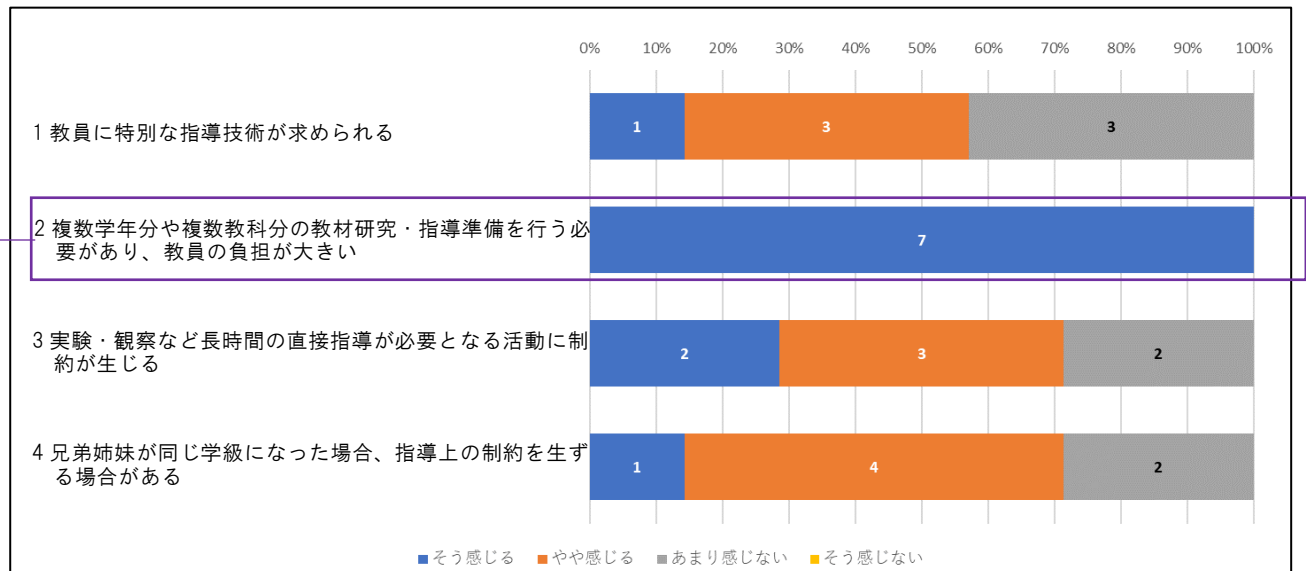


児童生徒が少ないことで多様な指導方法の実現が難しいと感じている教職員が多い

校務や行事等の負担が大きいと感じている教職員が多い

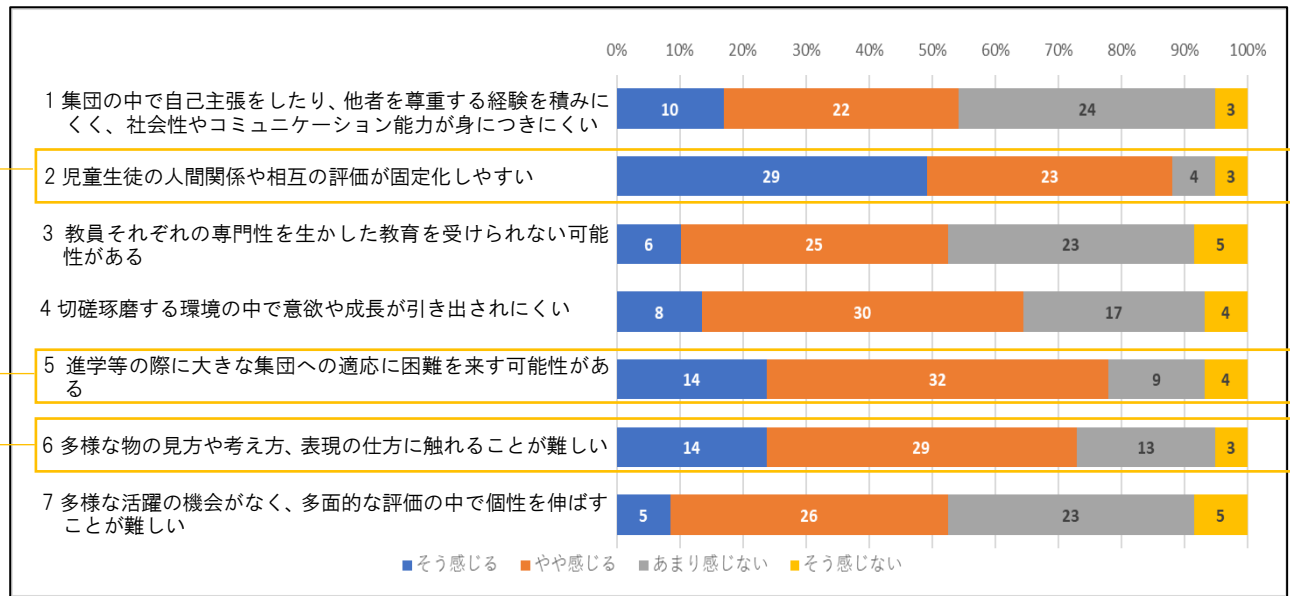
指導方法の工夫やICTの活用等の自助努力により、教職員が少ないことが指導の妨げになると感じていない教職員が多い

### ④ 複式学級により生じるデメリット(南上小教職員のみ回答)



全教職員が学校運営に支障が生じていると感じている

⑤ ②及び③が児童生徒に与える影響



集団への適応性や人間関係構築力の育成が容易な環境にないと感じている教職員が多い

4 学校施設の状況

現在の学校施設は、いずれも新耐震基準に適合した建築物ではありますが、表7に示すとおり、校舎については38～40年、屋内運動場については33～44年が経過した施設となっており、普通教室の数も学校により異なります。

令和7年度から12年度までの期間に1校化した場合の必要学級数の推計は表8のとおりであり、南上小学校については、いずれの期間においても普通教室の必要学級数を満たしておらず、また表9に示すとおり職員室が手狭であったり、給食調理場の大規模改修を要する状況です。

平成26年1月に策定された「学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）」では、「鉄筋コンクリート造校舎の法定耐用年数は財務省令で47年と定められているが、これは税務上の扱いのために定められたものであり、50年程度で建物がボロボロになり使用できなくなることはない。コンクリートがひび割れたり鉄筋がさびたりしても、適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、改修後30年以上、物理的な耐用年数を延ばすことができる」としています。

現施設は、外壁の一部にクラックやコンクリート部の剥がれがみられるものの、建物の機能や性能が著しく低下している状況ではなく、表9に示すとおり部分的な修繕を行うことで機能回復できる状況にあります。

このため、現在の学校施設を部分的な修繕により再編後も活用していくことが適切と判断しました。

なお、中学校の再編により廃校となる南伊豆中学校については、通学路である学校下の階段や3階建校舎を低（・中）学年児童が日常的に使用することは体力

的に難しい状況にあると考えられることから、新校候補地から除外する考えに至りました。

表 7 学校施設の建築年度及び経過年数

	校舎				屋内運動場	
	建築年度	経過年数	普通教室数	特別支援教室数	建築年度	経過年数
南東小	昭和 61 年	38 年	7	2	昭和 61 年	38 年
南中小	昭和 59 年	40 年	9	2	昭和 55 年	44 年
南上小	昭和 57 年	40 年	5	2	平成 3 年	33 年

表 8 必要学級数の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
通常学級	9	9	8	7	7	7
特別支援学級	3	3	3	3	3	3
計	12	12	11	10	10	10
児童数	217	217	196	174	177	172

表 9 主な修繕箇所

	改修箇所	改修概要
南伊豆東小学校	• キュービクル改修	• エアコン稼働による電気容量不足に伴うキュービクルの容量変更
	• 外壁クラック、コンクリート部の剥がれ状況の調査及び補修	• 内部鉄筋腐食状況の調査及び補修
	• 特別支援教室の増設	• 特別支援教室を 1 教室増設
	• 配水管改修	• 高架水槽からの配管内の腐食による水圧不足の改善
	• エアコン設置	• 特別教室（未設置教室）への設置
	• プール改修	• 本体(アルミ製)の経年劣化による穿孔、漏水に伴う大規模改修 • プールサイドコンクリート平版の不陸
南中小学校	• キュービクル改修	• エアコン稼働による電気容量不足に伴うキュービクルの容量変更
	• 外壁クラック、コンクリート部の剥がれ状況の調査及び補修	• 内部鉄筋腐食状況の調査及び補修
	• エアコン設置	• 特別教室（未設置教室）への設置
	• 特別支援教室の増設	• 特別支援教室を 1 教室増設
	• 屋内運動場屋根改修	• 経年劣化による穿孔、漏水に伴う改修

	改修箇所	改修概要
南 上 小 学 校	• キュービクル改修	• 給食調理場の稼働に伴うキュービクルの容量変更
	• 外壁塗装	• 塗膜劣化による塗装
	• 外壁クラック、コンクリート部の剥がれ状況の調査及び補修	• 内部鉄筋腐食状況の調査及び補修
	• エアコン設置	• 特別教室（未設置教室）への設置
	• 普通教室の増設	• 普通教室を2教室増築（現在5教室）
	• 特別支援教室の増設	• 特別支援教室を1教室増設
	• 職員室の拡張	• 職員室の拡張（現状56㎡ 他学校97.2㎡）
	• 給食調理場の整備	• 厨房機器の新規導入、調理スペースの拡張等の大規模改修

## 5 義務教育期間における学校教育

これまで、学校における児童生徒の学習指導上、生徒指導上の様々な課題については、教職員をはじめとした関係者の努力により、学校単位で解決を図るとともに、複数の学校種間で連携し、課題解決にあたる取組が行われてきました。しかし、少子化の進行や情報化、グローバル化の進展など、児童生徒を取り巻く社会の状況が様々に変化する中、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化してきています。

このような背景の下、より一層、小・中学校間の連携や小中一貫教育が求められることとなり、国は、平成27年に学校教育法を改正し、義務教育期間における学校として新たに義務教育学校を追加するとともに、小中一貫教育を制度化しました。

また、各学校や市町村においては、小学校における教育と中学校における教育を円滑に接続するための独自の取組として、小中連携、小中一貫教育が行われてきています。

「小中連携教育」と「小中一貫教育」の違いについて、国では、表10のように整理しています。また、学校教育法の改正を踏まえ、小中一貫教育の形態を図5及び図6のとおり、学校間の距離による教育活動の違いを図7のとおり整理しました。

表10 小中連携と小中一貫教育の違い

小中連携教育	小中一貫教育
小・中段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育	小中連携のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

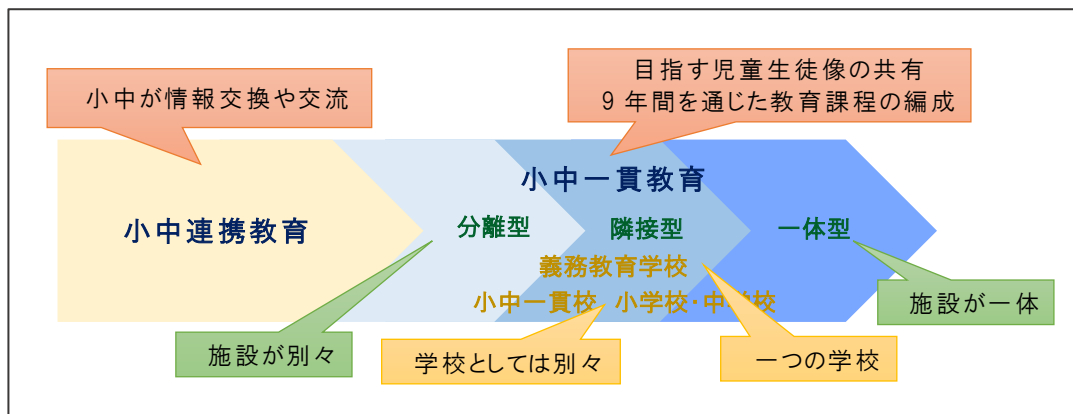


図 5 小中連携教育と小中一貫教育のイメージ

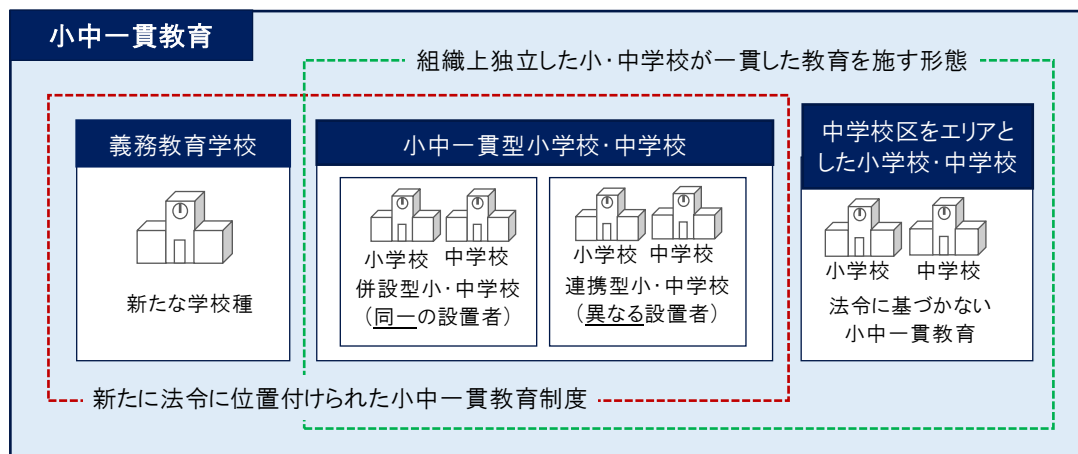


図 6 小中一貫教育の形態

	一体 (敷地内)	隣接 (近い)	分離 (遠い)
小中一貫した教育課程の編成	可能	可能	可能
合同授業 合同行事	実施しやすい	比較的实施しやすい	合同授業は地理的に実施しにくい、運動会等の計画的な合同行事は実施が可能
小中学校の相互授業参観	実施しやすい	比較的实施しやすい	計画的な実施により比較的实施しやすい
小中教員の乗り入れ授業	実施しやすい	比較的实施しやすい	対面での実施には制約があるが、ICT 機器活用による実施は可能
教員間による合同会議	実施しやすい	比較的实施しやすい	対面での実施には制約があるが、ICT 機器活用により比較的实施しやすい
学校施設・設備(特別教室等)の共用化	可能	可能	不可能
体育館、グラウンド等の使用時間の調整	必要 (一部活動に制約あり)	不要	不要
小・中学校の授業時間の違いによる調整	必要	不要	不要

図 7 学校間の距離による教育活動への違い

## 6 県内における小中一貫教育の取組

県内においては、新たに法令に位置付けられた小中一貫教育制度のうち、義務教育学校を設置し教育を行っているのは伊豆市及び川根本町の 2 市町であり、3 校となっています。

また、小中一貫型小学校・中学校として義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行っている自治体は 7 市町あり、52 区の中学校区で行われています。このうち施設一体型の形態を採っている学校は 4 中学校区であり、他は施設分離型又は施設隣接型となっています。

また、4 市においては、法令に基づかない独自の取組として小中一貫教育を実施しています。